

防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業募集要領

平成28年3月4日制定

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと寄附金事業により『ふるさと防府』の魅力の発信、地元特産品のPRや販路拡大、並びに観光客の誘致等を行うため、本市にふるさと納税をされた方に対して贈呈するお礼品（以下、「返礼品」という。）を提供する事業者を募集することを目的とする。

(募集要件)

第2条 返礼品の提供に協力する事業者（以下、「協力企業」という。）及び返礼品は、次の要件に全て適合すること。

(1) 協力企業

- ア 法人や個人事業者で市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、市内で生産、製造、加工、又はサービスの提供（販売・体験を含む）を行っていること。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- イ 市税等の滞納がないこと。
- ウ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等ではないこと。
- エ 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- オ インターネットに接続できる環境があり、市が委託する業者とメール等のやりとりが可能であること。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- カ 市が委託する業者に返礼品の画像データ（できるだけ高画質なもの）を複数提供できること。
- キ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないこと。
- ク 食品を返礼品として提供する場合、当該食品の産地名を適正に表示すること。
- ケ クに関し、市が必要と認めるときは、調査（実地調査を含む。）に協力すること。

(2) 返礼品

- ア 総務省告示第179号（平成31年4月1日）第5条第1項の各号いずれかに掲げる基準に適合するもの。
なお、総務省からの通知等により取り扱いが変更されたときは、返礼品として選定された場合であっても、これを取り消すことができるものとする。
- イ 本市の魅力を感じてもらえるもので、本市のPRや地場産業の振興につながる要素をもつ物品やサービスであること。なお、単品や単体での提供、詰め合わせやセットでの提供等のいずれも可とする。

ウ 品質及び数量の面で安定供給が見込め、発注後、速やかに配送できるものであること。ただし、季節商材等、期間限定・数量限定により供給可能なもので市が承認したものは取り扱いを可とする。

エ 寄附者の需要が見込めるものであること。

オ 食品については、市が委託する業者と調整の上、寄附者に商品到着後、少なくとも5日間の賞味（消費）期限が保証されるものであること。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

カ 市が委託する業者指定の配送業者による配送が可能な商品であること。

（価格）

第3条 寄附金額は、次のとおりとする。ただし、総務省告示第179号（平成31年4月1日）第2条第1項第2号の規定等を考慮し、市が必要と認めるときは、この限りでない。

（1）寄附金額は、返礼品の仕入れ価格（税込）を0.25で除した額とし、千円未満を切上げとする。

（2）寄附金額の下限は、5,000円とする。

（申込方法）

第4条 協力企業は、「防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業申込書」（様式第1号）、「誓約書」（様式第2号）、並びに商品資料等を市へ提出するものとする。

また、返礼品は市が委託する業者へ別途指定する方法で申請するものとする。

（協力企業の決定及び返礼品の選定）

第5条 市は、協力企業の決定及び返礼品の選定に当たり、本募集要領、商品の内容、並びにこれまでの寄附実績等を総合的に判断し、防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業承認（不承認）通知書（様式第3号）により、当該協力企業に通知するものとする。

（協力企業の募集期間）

第6条 協力企業の募集期間は、随時とする。

（個人情報の保護）

第7条 協力企業は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、市が提供した寄附者の個人情報を返礼品の送付以外の目的に使用できないものとする。

（留意事項）

第8条 留意事項は、次に掲げる当該各号のとおりとする。

（1）協力企業は、市から承認された後、市が委託する業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わすものとする。

- (2) 協力企業は、申込みをした商品の変更、販売中止、返礼品の品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに市へ報告するものとする。
- (3) 協力企業は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとする。また、市は、品質等の保証やクレーム対応等に係る責任を一切負わない。
- (4) 市は、申込内容に虚偽があった場合、市に損害を及ぼす行為があった場合、又は第2条に定める要件に適合しなくなった場合、協力企業の登録を取り消すものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年3月4日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成29年3月9日から施行する。

附 則

(施行日)

改正後の要領は、平成29年10月16日から施行する。

(経過措置)

なお、改正前に承認した協力企業及びお礼品については、改正後も引き続き承認するものとする。また、平成30年3月31日までの承認期間については、平成31年3月31日まで延長するものとする。

附 則

(施行日)

改正後の要領は、令和2年3月17日から施行する。

(経過措置)

なお、改正前に承認した協力企業及び返礼品については、改正後も引き続き承認するものとする。

附 則

(施行日)

改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

なお、改正前に承認した協力企業及び返礼品については、改正後も引き続き承認するものとする。

附 則

(施行日)

改正後の要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

なお、改正前に承認した協力企業及び返礼品については、改正後も引き続き承認す

るものとする。

附 則

(施行日)

改正後の要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

なお、改正前に承認した協力企業及び返礼品については、改正後も引き続き承認するものとする。

附 則

(施行日)

改正後の要領は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

なお、改正前に承認した協力企業及び返礼品については、改正後も引き続き承認するものとする。

附 則

(施行日)

改正後の要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

なお、改正前に承認した協力企業及び返礼品については、改正後も引き続き承認するものとする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業申込書

年 月 日

（宛先） 防府市長

（申請者）

〒

所在地

名 称

代表者肩
書・氏名

防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業募集要領第 4 条に基づき、協力企業として申請します。

担当者

電話

FAX

e-mail

別紙（第4条関係）

返 礼 品 名	
内 容	
価 格（税 込）	
特 記 事 項	

返 礼 品 名	
内 容	
価 格（税 込）	
特 記 事 項	

返 礼 品 名	
内 容	
価 格（税 込）	
特 記 事 項	

<添付資料>

- ・パンフレット等

様式第 2 号（第 4 条関係）

誓約書

防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業の申込みをするにあたり、次の事項について誓約します。

申請及び審査について

- 1 防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業申込書の記載内容に相違ありません。
- 2 市税等に滞納がなく、事業所所在状況及び納税状況について、市職員が確認することについて了承します。
- 3 防府市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 2 号に規定する暴力団員に該当しません。
- 4 募集要件に適合しないと判断された場合に、協力企業、又は返礼品の対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

承認を受けた場合について

- 1 事業の実施において、防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業募集要領及び市長の指示に従います。
- 2 承認を受けた返礼品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整備するとともに、寄附者に対して安全と信頼の確保に努めます。
- 3 承認を受けた返礼品の品質、流通及び販売等において事故等の問題が生じたときは、当方が一切の責任を負います。

年 月 日

防府市長 様

所 在 地 〒

事業者名

代表者名

様式第 3 号（第 5 条関係）

防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業承認（不承認）通知書

年 月 日

様

防府市長

防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業募集要領第 5 条に基づき、防府市ふるさと寄附金返礼品の協力企業の登録について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	☐ 承認 ☐ 不承認 不承認の理由
備考	次について、遵守すること ・ 防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業募集要領 ・ 重要情報資産・個人情報取扱特記事項